

民法(相続法)改正のポイント

弁護士 小島 幸保

民法の相続分野の規定が約40年ぶりに大幅に見直され、2019年～2020年にかけて施行されます。改正内容は多岐にわたりますが、大きな柱は「残された配偶者の保護」と「遺言の利用促進」です。

残された配偶者の保護

1 配偶者短期居住権の新設

ポイント 相続開始のときに、残された配偶者が被相続人所有の建物に居住していた場合は、遺産分割が終了するまでの間（又は相続開始の時から6か月後のいずれか遅いほう）、無償で住み続けることができる。

(現行制度では・・・)

判例に基づき、「被相続人と配偶者との間に使用貸借契約があった」と推認することによって、配偶者に居住権を認めていました。

(配偶者短期居住権の導入により・・・)

被相続人が第三者に自宅を遺贈したような（使用貸借契約の推認ができない）場合でも、少なくとも6か月間は、配偶者は居住を確保できることとなります。

2 配偶者居住権の新設

ポイント 被相続人は遺言等により、終身又は一定期間、相続開始時に居住していた被相続人所有の建物に居住する権利を与えることができる。

(現行制度では・・・)

残された配偶者が住む場所を確保するためには、自宅の所有権を取得する必要がありますが、その分、他の財産を受け取れなくなり、生活資金が不足する事態が生じることがありました。

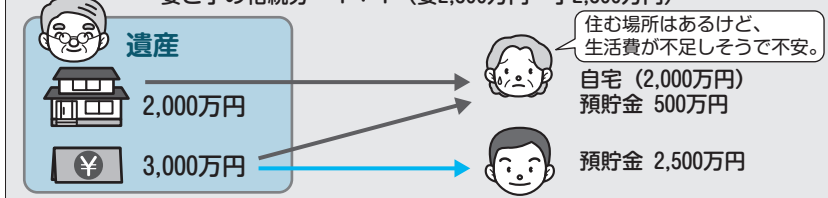
(配偶者居住権を取得すると・・・)

残された配偶者は、自宅に住み続けることができる上、居住権の場合は、自宅の所有権の評価額よりも圧縮されるので、その分、他の財産を受け取ることができるようになります。

現行制度

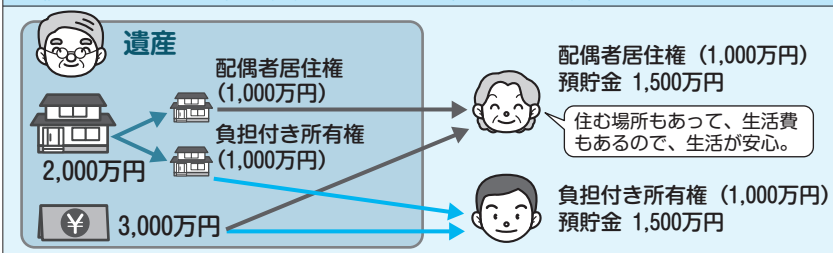
配偶者が居住建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまう。

例：相続人が妻及び子、遺産が自宅(2,000万円)及び預貯金(3,000万円)だった場合
妻と子の相続分=1:1(妻2,500万円 子2,500万円)



制度導入のメリット

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。



3 長期間婚姻している夫婦間の贈与の扱い

ポイント 婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産を贈与・遺贈した場合、原則として、その財産は相続財産に含めない。

(現行制度では・・・)

配偶者に自宅を贈与すると、「遺産の先渡し」があったと扱われ、自宅を含めて遺産の取得額を計算する結果、贈与がなかった場合と同額しか取得できない結果となっていました。

(制度導入により・・・)

原則として、生前贈与分は相続財産とみなされないため、残された配偶者は、贈与がなかった場合よりも多くの遺産を取得でき、被相続人の思いにも合致するといえるでしょう。

遺言の利用促進

1 自筆証書遺言の方式の緩和

ポイント 自筆証書に、パソコンで作成した目録や、目録代わりの銀行通帳のコピーや不動産登記事項証明書等を添付して、遺言を作成できる。

(現行制度では・・・)

財産が多数ある場合でも、遺言の全文を自書しなければならず、高齢になると、手書きをするのはかなりの負担です。

(制度導入により・・・)

目録を自書しなくてもよいため、遺言を手書きする際の負担は軽く、間違いのリスクも減ります。なお、財産目録の偽造防止のため、財産目録の各ページに署名押印をしなければなりません。

2 自筆証書遺言の保管制度の創設(遺言書保管法)

ポイント 自筆証書遺言を作成した本人が法務局に出向き、法務局で自筆証書遺言の方式に適合しているかどうかをチェックした上で、遺言を保管する制度。この場合、遺言の検認は不要となる。

(現行制度では・・・)

自筆証書は本人が自由に作成できますが、形式不備により無効とされる場合がある上、保管場所が分かりづらく、相続人が発見できないこともあります。また、筆跡だけでは作成者を判断することが難しく、遺言により不利になる相続人が「遺言は無効だ」と主張することもあります。

(制度導入により・・・)

本人確認の上、形式面がチェックされた遺言書が法務局で保管されるため、遺言の信頼性が高まるといえるでしょう。

その他の重要ポイント

● 遺言執行者の権限の明確化

現行法に規定のない「遺言執行者の権利と義務」が明確に規定され、就任後遅滞なく遺言の内容を相続人に通知し(義務)、遺言の内容を実現するため、財産の管理、その他遺言の執行に必要な一切の行為をすることができること(権利)が明らかになります。

● 仮払い制度の創設

相続された預貯金は、遺産分割前でも、生活費、葬儀費用、相続債務の支払のために一定の払戻しができるようになります。

● 遺留分制度の見直し

遺留分(法律上留保されなければならない遺産の一定割合)が侵害された相続人は、遺留分を確保するための請求(遺留分減殺請求)ができます。現行法では、この権利が行使されると、不動産などの遺産も相続人の共有状態となってしまいますが、改正法では、この請求権を金銭債権として扱うため、複雑な共有状態を回避できます。

● 相続人以外の者の貢献の考慮

相続人以外の親族が被相続人の療養看護につとめた場合には、「特別の寄与」を認め、一定要件の下で、相続人に金銭を請求できるようになります。

著者紹介



小島 幸保(弁護士)

関西学院大学法学部政治学科卒業。平成12年弁護士登録、平成18年小島法律事務所開設(大阪市北区南森町)。主な取扱分野は、契約、不動産、家事事件(相続・離婚等)。

▶ 著書

「子どもの引渡し」の法律と実務(共著) 他

